

被扶養者認定基準

(目的)

第 1 条 この基準は、健康保険法第 3 条第 7 項に基づく被扶養者の認定を公平に行うことを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第 2 条 被扶養者とは、被保険者により主として生計を維持されているものであって、次の各号の 1 に該当するものをいう。

- (1) 被保険者の直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母など）、配偶者（婚姻届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、孫および兄弟姉妹であって、主として被保険者によって生計を維持されている者
- (2) 3 親等内の親族で、被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者によって生計を維持されている者
- (3) 婚姻届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母および子であって、被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者によって生計を維持されている者
- (4) (3)の配偶者の死亡後におけるその父母および子であって、引続き被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者によって生計を維持されている者

(被扶養者の認定)

第 3 条 第 2 条にかかげる者が、生計費の 5 割相当額以上を被保険者に依存しているときは、届出により被扶養者に認定する。

(被扶養者の帰属)

第 4 条 同一世帯内に扶養能力のある者が 2 名以上ある場合は扶養義務の多寡、家庭内における経済的地位などによって、家計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を帰属せしめる。

(認定の制限)

第 5 条 第 3 条の規定にかかわらず、被扶養者の認定を受けようとする者の年間総収入額が、130 万円以上（60 歳以上又は厚生年金保険法による障害年金の受給資格に該当する程度の障害者である場合は 180 万円以上）あるときは原則として被扶養者としなない。

2. 雇用保険法による失業等給付の受給者並びに、健康保険法の傷病手当金、出産手当金及び労災保険法による休業（補償）給付等の受給者においても被扶養者としなない。

(収入の範囲)

第 6 条 この基準で定める収入の範囲は次のとおりとする。

勤労収入

副業収入（農業、商業、漁業、林業、原稿料、出演料など）

投資収入（株式配当金、決算剰余配当金など）

公的年金（恩給を含む）

利子収入（預金利子、有価証券などによる利子収入）

不動産賃貸収入（土地、家屋など）

雇用保険法による失業給付金

健康保険法及び労災保険法による休業補償費

譲渡所得

その他、実質的に収入と認められるもの

(認定効力の発生及び消滅)

第 7 条 被扶養者の認定の効力は、被扶養者届または同異動届の提出のあった日に発生し、将来に及ぶことを原則とする。

ただし、新生児については、認定の効力を出生日に遡ることができる。

(出生日から 2 カ月以内の提出に限る)

2. この効力は生計維持関係がなくなった日の翌日を以って消滅するものとする。

(認定の手續)

第 8 条 被扶養者を認定するときは、被扶養者届または同異動届の他、次の書類を添付して提出するものとする。

(1) 住民票を必要とする者

同一世帯に属することを要する者

(2) 在学証明書を必要とする者

学校に在学する 18 歳以上の者

(3) 公的生活補償給付金の受給を証する書類を必要とする者

ア、各種年金（恩給を含む）受給者

イ、各種休業補償費受給者

(4) 市町村長の所得証明書を必要とする者

18 歳以上で被扶養者認定を受ける者（配偶者が被扶養者となっていない場合、新生児等の認定の際の配偶者の所得証明書を含む）

(5) 送金を証する書類（農協、郵便局、銀行等）を必要とする者

被保険者と別居の者

(6) 被扶養者認定資料（別紙）を必要とする者

18 歳以上で被扶養者認定を受ける者

(7) その他、健保組合が必要とする書類

(受給資格の取消、給付の停止)

第 9 条 被保険者が申請書に事実と相違した記載をして認定を受けたことが判明した場合には、直ちにその資格を取消すこととする。

(認定基準の変更)

第 10 条 この基準の変更は、理事会において行う。

附 則

この基準は昭和 56 年 12 月 14 日から実施する。

この基準は昭和 58 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 1 年 8 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 3 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 5 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 10 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 12 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 24 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から改正実施する。

この基準は平成 29 年 1 月 1 日から改正実施する。

被扶養者認定資料

(被扶養者として申請する方について次のすべての事項を記入または該当文字に○印をして下さい。)

氏名	続柄	現住所(学生の場合は学校名、学年を附記)

(1) 届出前の職業 または勤務先	職業 勤務先名 所在地	(TEL -)
(2) (1)の入社年月日および 退職年月日とその理由	入社 年 月 日 退職 年 月 日	(退職理由)
(3) 現在加入している 保険の種類	健康保険 (記号 番号) 健康保険組合のときはその名称() 国民健康保険 ・ その他()	
(4) 収入の有無および その内訳	有 恩給・年金収入 金額(年額) 円) ・ 最近の支払通知書または証書の写を添付して下さい。 勤労収入 (円) ・ 副業収入 (内容) 円) 家賃等の収入 (円) 無 利子収入 (円) 農業収入 (耕種 7-ル) 円) その他収入 (内容) 円)	
(5) 雇用保険法による 失業等給付の受給の有無	有 ・ 無 ・ 手続中 ・ 終了 (令和 年 月 日)まで	
(6) 健康保険法による 傷病手当金および 出産手当金の受給 の有無	傷病手当金の受給 有 ・ 無 出産手当金の受給 有 ・ 無 分娩予定年月日 (令和 年 月 日)	
(7) 労災保険法による 休業(補償)給付等 の受給の有無	有 ・ 無	
(8) 扶養手当支給の有無	有 ・ 無 (理由)	

(9)被扶養者として申請する理由⇒扶養するに至った事情(経緯)、その時期などについて具体的に詳しく記載してください。

(10)家族構成(同居、別居にかかわらず兄弟姉妹全員を含めた家族全員について記入してください。)

氏名	続柄	年齢	職業	勤務先	月収	同居	住所
	本人						

(11)1カ月の所要生計費 (概算) 月 円 (家族とも計 名)

(12)被扶養者としていた方の生計費を、あなたはどの程度負担していますか。

全部 ・ 大半 ・ 半分位 ・ 半分以下

(注)他の方と共同で負担している場合、その内訳を記載して下さい。

(内訳)

(13)別居の場合、毎月送金 していますか。

している(毎月の送金額 円) ・ していない

上記のとおり相違ありません。

大阪府農協健康保険組合殿

令和 年 月 日

被保険者証 の記号番号	—	被保険者 の氏名	Ⓜ
----------------	---	-------------	---